

会員(社員)とは

- 日本赤十字社の理念と活動にご賛同いただき、会員となる意思表示をされた方です。日本赤十字社では、会員(社員)の皆さまを「赤十字」の支援者として考えており、一人でも多くの方にご賛同いただけるよう努めています。

【平成29年4月1日より「社員」を「会員」と呼称変更し、今までどおり目安として500円以上のご協力者を「協会員」と呼称いたします。なお、2,000円以上のご協力者で会員を希望された方へは情報誌を送付させていただきます。】

- 会員(社員)ステッカーをお渡しします。



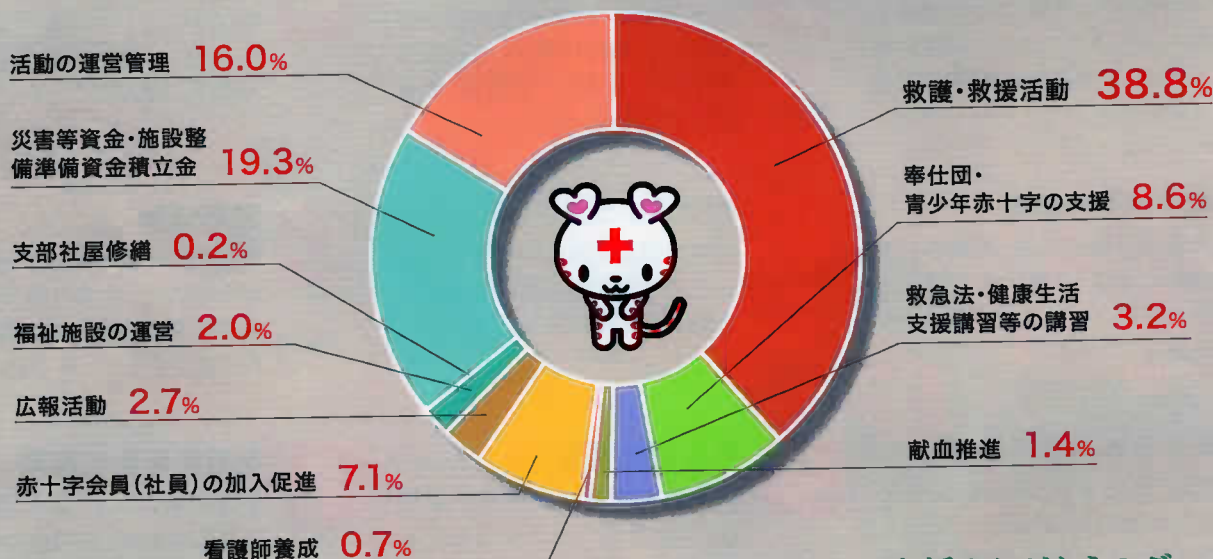
ご寄付の方法

- 赤十字協賛委員が皆さまのご家庭を訪問する際にご寄付いただけます。
※赤十字協賛委員とは、赤十字が委嘱し、町会・自治会等を通じて活動資金の募集にご協力くださる方です。(活動の際は、協賛委員バッジの着用をお願いしています。)
- お近くの区役所・市役所や日本赤十字社の窓口でも受け付けています。
- 日本赤十字社では、昨今お問合せが多くなっている「遺言によるご寄付(遺贈)」「相続財産のご寄付」「お香典のご寄付」も承っております。

ご相談連絡先: 振興部振興課 ☎03-5273-6743

平成27年度 活動資金の使い道

歳出額
1,937,465,510円



あたたかいご支援ありがとうございました。

日本赤十字社へ活動資金のご協力をいただいた方に、税制上の優遇措置と表彰制度がございます。詳しくは当支部ホームページをご覧ください。振興部地域推進課までお問い合わせください。